

「水際対策の見直し」に関する追加提言関連資料

令和4年6月6日 運輸総合研究所



「水際対策の見直し」に関する追加提言関連資料 目次

	「水際対策の見直し」に関する追加提言(6/6公表)	••••2
>	今般の「水際対策の見直し」の概要	3
>	今般の「水際対策の見直し」実施後に残る主な課題と対応	••••4
	(別表1)各国の入国規制(6/1以降)	5
>	(別表2)「水際対策の見直し」で新設された国・地域の	
	区分(6/1以降適用)	6
	(別表3)各国等が承認しているワクチン(5/30更新)	••••7
	(別表4)水際対策(検疫)と感染症危険情報・上陸拒否	
	(入国管理)の対象国等比較	8



「水際対策の見直し」に関する追加提言(6/6公表)

提言1

「1日当たり入国者数制限」については、撤廃する

提言2

外国人入国目的の制限(観光)は、「完全に」撤廃する

提言3

短期滞在については、①ビザ取得義務を「コロナ以前の水準」に戻すとともに、②「受入責任者制度」を廃止する

提言4

その他の制約要因についても、改善に向けて取り組む:

- ①「有効と認めるワクチン接種」の範囲
- ②水際対策(「赤黄青国」の設定)と感染症危険情報等との整合





(カッコ内は実施日)

出典:厚生労働省「水際対策に係る新たな措置について」HP、外務省HP

1日当たり入国者数上限の引上げ

「1万人⇒2万人」に引上げ(6/1)

<u>入国時検査及び入国後待期等の見直し</u>

※入国後の公共交通機関の使用については現状通り

帰国者(日本人等再入国者)入国者(外国人等)の出発国・地域を「赤」「黄」「青」の3つに区分し (入国時検査陽性率実績等を基準)、各区分の入国者等に対し以下の措置を実施(6/1)

国・地域 の区分	ワクチン接種の実績	今般の「水際対策の見直し」後に義務とされる措置 ※出国前72時間以内のPCR検査は共通の義務として存続					
「赤国」 4か国	有効ワクチン3回接種者以外	①入国時検査 ②検疫所が確保する宿泊施設での3日間待機 ③宿泊施設退所時検査(陰性であれば自宅等待機不要、陽性であれば必要)					
	有効ワクチン3回接種者	①入国時検査 ②自宅等での7日間待機 ③3日目以降の自主的検査(陰性であればその後の自宅等での待機不要) ・ 特段の措置なし(入国時検査、自宅等待機いずれも不要)					
「黄国」	有効ワクチン3回接種者以外						
99か国	有効ワクチン3回接種者						
「青国」 98か国	全て(ワクチン接種有無不問)	※全体の8割程度の入国者数がこの2つのカテゴリに属するとの説明					

観光目的入国について

「青国」団体旅行に限り受入れを再開(6/10)

感染症危険情報のレベル引下げ

34か国についてレベル1(実質特になし)に引下げ(5/26)

今般の「水際対策の見直し」実施後に残る



主な課題と対応 ※追加提言の前提となる認識

課題1

入国者数上限の残存(1日当たり2万人) (提言1関係)

• 主要国等で人数制限実施は日本のみ、数もコロナ前(1日平均14万人)に比べ僅少。ワクチン3回接種率も勘案すると、ほとんどの日本人入国者等は検疫手続の大半が不要であり、人数が急増しても処理負担の増加は限定的。 (対応)人数制限自体の撤廃 ※少なくとも「青国」発及び「黄国」発(有効ワクチン3回接種者)入国者はほぼ実施に障害なし。

課題2

外国人に係る観光目的等入国の制限 (提言2関係)

• 主要国等で観光目的等制限は日中台のみ、インバウンド需要の喪失に加え国際社会での存在感低下に直結、防疫上の要請からは目的制限は正当化できず(感染症拡大リスクは入国目的には依存せず、必要なのは行動制限)。 (対応)外国人入国目的制限の「完全」撤廃 ※団体旅行のみ解禁では量的にも姿勢としても改善には限界。

課題3

短期滞在時の過重な負担:①ビザ取得負担、②「受入責任者制度」の負担、(短期滞在時)(提言3関係)

- 「コロナ以前」は短期滞在者へのビザ免除は観光含め広範に行われていたが、現状はビザ必須で外国人の負担大。
- ・ 短期滞在は「受入責任者制度」の負担大。また、「出発国感染⇒入国後発症」のリスク上がり受入組織の対応に限界。 (対応)短期滞在について①ビザ取得義務を「コロナ前」水準へ復帰②「受入責任者制度」を廃止(通報義務等に代替) ※防疫上の要請(外交・入国管理等以外)は必要性減少、短期滞在では受入責任者の抑止効果は限定的(利害、接触とも僅少)。

課題4

その他の(往来)制約要因に係る諸問題 (提言4関係)

- ①入国時に有効なワクチン種(特に3回目)が限定的で、さらなる往来拡大に支障(特にASEAN、インド等諸国)。
- ②「感染症危険情報+上陸拒否」と水際対策の対象国等設定に不整合、規制や緩和の効果を相互に減殺。
 (対応)改善の検討・実施 ※現行制度の考え方・整理を明確化し、合理性に乏しい点は是正。

(別表1)各国の入国規制(6/1以降)



※「短期滞在」「有効ワクチン接種者」に対する義務

出典:各国政府等HP、在各国日本大使館HP、WHO(世界保健機関)HP、IMF(国際通貨基金)HP

規制項目	米国	EU(仏)①	中国②	韓国	タイ③	日本(左:	青、右:黄)
1日の入国人数制限	_	_	_	<u> </u>	_	27	万人
観光等目的の入国	可	可	不可	可	可	一部可④	不可
外国人ビザ取得⑤	Δ6	_	0	0	_	0	0
出国前検査証明	0	_	(2)⑦	0	_	0	0
ワクチン接種証明⑧	(2)	(2)	(2)	(3)9	(2)	_	(3)
有効ワクチン接種者 以外の入国	不可	条件付 可	不可	条件付 可	条件付 可	可⑩	条件付可
入国時検査	_	_	0	O \bigcirc	_	_	_
隔離日数	_	_	14	_	_	_	_
人口千人当たり7日 感染者(5/27-6/2)	2.10	1.93	0.40	1.71	0.37	1.	24

〇及び(2)(3)は対応する各種義務があること、一はないことを示す。赤字は他国に比べ特に厳しいもの

注:①出発国により異なり、最も緩い「グリーン」(日本含む144か国)の例 ②省・市により異なり、北京市の例 ③ 他に1万米ドル以上の海外旅行保険付保義務 ④6/10以降団体旅行に限り可 ⑤防疫上の観点に限ったもの (タイランドパス等)を除く ⑥ESTA(電子渡航認証) ⑦PCR・抗体の2回 ⑧(2)は基本2回、(3)は3回の証 明必要 ⑨2回接種も半年未経過の場合は容認 ⑩接種証明確認せず ⑪入国後3日以内に自身で受検

(別表2)「水際対策の見直し」で新設された



国・地域の区分(6/1以降適用)

出典:厚生労働省「水際対策に係る新たな措置について」HP

水際対策強化に係る新たな措置(28)に基づく国・地域の区分について 令和4年5月26日時点								
	アジア・大洋州		中南米	欧州	中東・アフリカ			
赤 4 か国・地域	パキスタン、フィジー			アルバニア	シエラレオネ			
黄 99 か園・地域	インド、北朝鮮、キリバス、 クック諸島、サモア、スリ ランカ、ソロモン諸島、ツ バル、トンガ、ナウル、ニ ウエ、ネパール、バヌアツ、 ブータン、ブルネイ、、 ナム、マーシャル諸島、マ カオ、ミクロネシア、モル ディブ		アンティグア・バー ブーダ、ウル・バーイ、 ガイアナ、キューナ、 グレナタ、ススート ファー・シローンと ファー・シーンと ファー・バース ジーント ファー・バース ファー・ファー・ファー・ファー・ファー・ファー・ファー・ファー・ファー・ファー・	アンドラ、ウクライナ、ウズベキ スタン、カザフスタン、北マケド ニア、キプロス、コソボ、サンマ リノ、ジョージア、タジキスタン、 トルクメニスタン、バチカン市国、 ベラルーシ、ポルトガル、マルタ、 モルドバ、リヒテンシュタイン	アンゴラ、イエメン、エジプト、エスワティニ、 エリトリア、オマーン、カーボベルデ、ガボン、 ガンビア、ギニア、ギニアビサウ、クウェート、 コモロ、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、サ ウジアラビア、サントメ・プリンシペ、シリア、 ジンバブエ、スーダン、セーシェル、赤道ギニ ア、セネガル、ソマリア、チャド、中央アフリ カ共和国、チュニジア、トーゴ、トルコ、ナミ ビア、ニジェール、西サハラ、パレスチナ、ブ ルキナファソ、ブルンジ、ボツワナ、マリ、 モーリシャス、モーリタニア、リビア、リベリ ア、レソト、レバノン			
青 98 か聞・地域	インドネシア、オーストラ リア、韓国、カンボジア、 シンガポール、タイ、台湾、 中国、ニュージーランド、 パプアニューギニア、パラ オ、バングラデシュ、東 ティモール、フィリピン、 香港、マレーシア、ミヤン マー、モンゴル、ラオス	カナダ、 米国	アルゼンチン、エクアドル エルサルバドル、グアテマ ラ、コスタリカ、コロンビ ア、ジャマイカ、チリ、ド ミニカ共和国、パナマ、パ ラグアイ、ブラジル、ボリ ビア、メキシコ	アイスランド、アイルランド、ア ゼルバイジャン、アルメニア、イ タリア、英国、エストニア、オー ストリア、オランダ、ギリシャ、 キルギス、クロアチア、ススロバ キア、スペイン、スロバ キア、スロベニア、セルビア、 チェコ、デンマーク、ドイツ、ノ ルウェー、ハンガリー、フランド、フランド、ボーランド、ボーランド、ボスモンア ルポー、ボビナナ、モナコ、ア・ネグロ、ラトレクセンブルク、ロシア	アフガニスタン、アラブ首長国連邦、アルジェリア、イスラエル、イラク、イラン、ウガンダ、エチオピア、ガーナ、カタール、カメルーン、ケニア、コートジボワール、ザンビア、ジブチ、タンザニア、ナイジェリア、バーレーン、ベナン、マダガスカル、マラウイ、南アフリカ、南スーダン、モザンビーク、モロッコ、ヨルダン、ルワンダ			

(別表3)各国等が承認しているワクチン



(5/30更新)

出典:WHOHP、各国政府等HP、 在各国日本大使館HP、JETROHP

ワクチン種類(製造メーカー、国籍等)	承認国	WHO	米国	EU	中国	韓国	タイ	日本
モデルナ (米国)①	86	0	0	0		0	0	0
ファイザー/ビオテック (米国/ドイツ)	146	0	\circ	0		0	0	\circ
ノヴァヴァックス(米国)①	37	0		0		0		0
アストラゼネカ(英国)	140	0		0		0	0	\triangle
ジョンソン&ジョンソン/ヤンセン (米 国/オランダ)	111	0	0	0		0	0	▲ ⇒ △②
セーラム(インド)【ノヴァヴァックス】③	5	0					0	
セーラム(インド)【アストラゼネカ】④	49	0						
バーラト(インド)	14	0						
シノファーム(中国)	91	0			0		0	
シノバック(中国)	56	0			0		0	
カンシノ(中国)	10	0			0			
(参考)スプートニク (ロシア)	74							

(例) ○:国内使用及び入国時接種証明(日本の3回目含む)に有効 △:日本の国内使用及び入国時接種証明(1・2回目のみ)に有効 ●:入国時接種証明に有効(国内使用は未承認) ▲日本の入国時接種証明に有効(1、2回目のみ) ①日本では武田薬品製剤 ②5/30国内薬事承認(接種使用はまだ) ③ノヴァヴァックス社ワクチンと同一製剤、日本入国時の扱いも同一(WHOでは別製剤扱い) ④アストラゼネカ社ワクチンと同一製剤(WHOでは別製剤扱い)

(別表4)水際対策(検疫)と感染症危険情報・



上陸拒否(入国管理)の対象国等比較

出典:外務省「海外安全情報」、入国在留管理庁、厚生労働省「水際対策」の各HP

「感染症危険情報+上陸拒否」(前者レベル3と後者は対象同一)と水際対策の区分は不整合

水際対策(検疫) 感染症危険情 報、上陸拒否(入国管理)	「赤国」(4か 国・地域)	「黄国」(99)	「青国」(98)
感染症危険情報 レベル3 (41)渡航中止勧告 ⇒上陸拒否対象国等と同一	シエラレオネ	ハイチ、モルド バ、アンゴラ等 (22)	ジャマイカ、キルギス、ブルガリア、アルジェリア 等(18)
同 レベル2 (124) 「不要不急の渡航自粛」	パキスタン アルバニア	インド、ベネズエ ラ、ウクライナ、エ ジプト等(66)	韓国、台湾、中国、豪州、メ キシコ、イタリア、フランス、 ドイツ、エジプト等(56)
同 レベル1 (36) 「実質特に制限なし」	フィジー	ベトナム、ウルグ アイ、サウジアラ ビア等(11)	タイ、シンガポール、香港、 米国、ブラジル、英国、カ タール等(24)

例えば「青国」中ジャマイカ等18か国は「渡航中止勧告+上陸拒否」の対象で事実上往来は不可能。 また、中韓等56か国は日本人の観光渡航は依然自粛対象(ツアーでの渡航も通常であれば設定されず)。

※感染症危険情報(外務省)は5/26、水際対策(検疫:厚生労働省)は6/1、上陸拒否(入国管理:入国在留管理庁)は6/3以降適用